

公布された規則のあらまし

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 56 号）

- 1 各保健福祉事務所の健康推進課及び衛生対策課の分掌事務に、食品表示法の施行に関するものを加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 各保健福祉事務所の衛生対策課の分掌事務から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関するものを削除することとした。（第 3 条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。